

I. 地域福祉活動計画とは

1. 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行による家族機能の変化、近隣関係の希薄化などにより、従来は地域や家庭が担ってきた支え合いや福祉的機能が失われつつあり、住民の福祉に対する価値観が大きく変化してきました。これに伴い、経済的困窮、孤立、権利侵害、介護、災害への不安など新たな社会問題も加わり、住民が抱える生活課題や福祉ニーズもかつてないほど複雑多様化しています。

これらに対応するためには、公的福祉サービスの充実とともに、地域住民や社会福祉関係者などの協働による「地域福祉の推進」が求められています。住み慣れたこの壱岐で、顔なじみの人たちに囲まれながら、安心していきいきと暮らすことができる地域社会をつくるのが地域福祉の目的です。

壱岐市では、平成24年3月に「壱岐市地域福祉計画」を策定し、行政と市民と地域が役割分担をしながら、協働して地域福祉に取り組んでいくことを示しています。この行政計画を受けて、市民・民間の立場から地域福祉活動をどのように具体化していくかを明らかにするために、壱岐市社会福祉協議会が中心となって、壱岐市地域福祉活動計画策定委員会を組織し、「壱岐市地域福祉活動計画」を策定しました。

2. 計画の性格

行政計画である地域福祉計画に対し、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域福祉に関する民間行動計画を住民視点で策定するものです。これら2つの計画は、「地域福祉の推進」という同じ目的を持っており、互いに密接に関連するものであり、福祉課題や理念などを共有し、連携を図りながら推進していくものとして位置づけられます。

この計画をもとに、壱岐市民が地域福祉活動に主体的に参加していただくことで、いきいきと幸せを感じる地域づくりができることを目指します。

《地域福祉計画・地域福祉活動計画と自助・共助・公助のイメージ》

市民が計画し実行する範囲（上半分）⇨地域福祉活動計画

自助 (市民自らが解決を目指す)	共助 (社協や地域等の協働活動)	公助 (行政が主体的に行う活動)
---------------------	---------------------	---------------------

行政が計画し実行する範囲（下半分）⇨地域福祉計画

3. 計画の期間

計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5か年とします。

ただし、社会状況の変化や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ. 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「みんな いきいき 幸せ感じるまちづくり」



2. 計画の体系

基本理念実現のために3つの基本目標とそれを具体化する実施計画を定めました。

基本目標1 “SOS”を発見し「安心」を形にする

市民からのSOSを見逃さずにサービスや支援につなげる体制づくりを目指します。

- ① 相談機能の充実と連携強化
- ② 要援護者の把握と見守り
- ③ 当事者団体・家族会の組織化と支援

基本目標2 利用者本位の支援体制の確立

市民だれもが、自らの選択に基づく福祉サービスや制度を利用し、地域の支え合いの中で生きがいを感じながら生活するための支援体制を作ります。

- ① 住民の権利を擁護する活動
- ② 子育てを支援する仕組みづくり
- ③ 障がい者に対する理解を深める活動
- ④ 障害福祉サービスの充実
- ⑤ 高齢者の交流の場づくり
- ⑥ 高齢者の孤立を防止する活動
- ⑦ 認知症や介護に関する情報提供や研修の充実
- ⑧ 介護サービスの充実



基本目標3 「地域の福祉力」を高める

壱岐に住む私たちが、地域の福祉力を高める活動に取り組み、「**ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ」を実感できるまちづくりを目指します。

- ① 住民の地域福祉活動への関わり
- ② 公民館活動での地域福祉への取り組み
- ③ 世代間交流の促進
- ④ 福祉教育による人づくり
- ⑤ 人材情報の把握と活用
- ⑥ 災害に備えたまちづくり

